（別記３－１）

　市町村が行う対象組織の農地維持活動及び資源向上活動の実施状況等の確認について

第１　農地維持活動の実施状況確認

　市町村長は、対象組織の活動計画書に定められている農地維持活動の実施状況の確認について、１の書類確認及び２の現地確認により行うものとする。

１　書類確認

（１）市町村長は、毎年度、農地維持活動に取り組む全ての対象組織について、実施状況報告書及び添付書類に基づき、対象活動が適正に行われていることを確認する。

（２）市町村長は、あらかじめ、遊休農地に関する措置の状況に関する調査要領について（令和３年６月14日付け３経営第823号・３農振第713号農林水産省経営局農地政策課長・農村振興局農村政策部地域振興課長連名通知に基づく調査。令和３年６月13日までは「荒廃農地調査」として実施。以下「遊休農地調査」という。）の調査結果等を活用し、対象組織の認定農用地における遊休農地発生防止のための保全管理を行う必要のある農用地の有無を確認するものとする。

（３）書類確認は、実施状況確認チェックシート（別記３－１様式第１号）を活用して実施する。

２　現地確認

（１）現地確認の方法

ア　市町村長は、毎年度、活動計画書に定められている全ての農用地及び対象施設の保全管理状況について、現地見回り、農地法（昭和27年法律第229号）第30条第１項に規定する利用状況調査に関する調査結果、写真（航空写真含む。）、衛星画像、航空機（無人航空機含む。）による見回り、現地の状況を把握できる資料、関係資料等（以下「現地見回り等」という。）により確認を行う。

イ　市町村長は、現地確認を円滑に実施するため、活動計画書に定められた認定農用地及び対象施設の保全管理状況の現地確認に必要な事項について、認定農用地確認野帳（別記３－１様式第２号）を作成する。

（２）現地確認の事前準備等

ア　市町村長は、活動計画書に定められている農用地及び対象施設の保全管理状況を確認するため、確認の時期、確認体制、確認の方法等について、あらかじめ具体的な計画を策定するものとする。

イ　市町村長は、現地確認を円滑に実施するため、必要に応じて土地改良区等の関係機関への協力を要請するものとする。

ウ　市町村長は、現地確認を円滑に行うため、認定農用地の範囲を確認可能な図面を整備するものとする。

（３）現地確認

ア　現地確認は、認定農用地及び対象施設ごとに、（１）のイの認定農用地確認野帳により所要の事項を確認する。

イ　現地確認に当たっては、必要に応じて対象組織の構成員及び土地改良区等の関係機関の立会を求めることができる。

第２　資源向上活動（地域資源の質的向上を図る共同活動）の実施状況確認等

　市町村長は、対象組織の活動計画書に定められている資源向上活動（地域資源の質的向上を図る共同活動）の実施状況又は実施経過の確認について、１の書類確認及び２の現地確認により行うものとする。

１　書類確認

1. 市町村長は、毎年度、資源向上活動（地域資源の質的向上を図る共同活動）に取り組む全ての対象組織について、実施状況報告書及び添付書類又は実施経過報告書及び添付書類に基づき、対象活動が適正に行われていることを確認する。ただし、資源向上活動（地域資源の質的向上を図る共同活動）のうち、環境負荷低減の取組への支援については、（２）又は２により提出書類の補完を行うこととする。
2. 市町村長は、資源向上活動（地域資源の質的向上を図る共同活動）のうち、環境負荷低減の取組への支援を受ける対象組織に対してほ場の現地写真を求めることができるものとし、写真により確認する。

（３）書類確認は、実施状況確認チェックシート（別記３－１様式第１号）を活用して実施する。

２　現地確認

（１）現地確認の方法

ア　市町村長は、資源向上活動（地域資源の質的向上を図る共同活動）に取り組む対象組織について、書類確認の結果等、必要に応じて現地確認を実施する。

イ　市町村長は、現地確認を円滑に実施するため、資源向上活動実施状況確認チェックシート（現地確認用）（別記３－１様式第３号）を作成する。

（２）現地確認の事前準備等

ア　市町村長は、対象組織の対象活動の実施状況を確認するため、確認の時期、確認体制、確認の方法等について、あらかじめ具体的な計画を策定するものとする。

イ　市町村長は、現地確認を円滑に実施するため、必要に応じて土地改良区等の関係機関への協力を要請するものとする。

（３）現地確認

ア　現地確認は、対象農用地及び対象施設ごとに、（１）のイの資源向上活動実施状況確認チェックシート（現地確認用）を活用しつつ、資源向上活動（地域資源の質的向上を図る共同活動）の実施状況を確認する。

イ　現地確認に当たっては、必要に応じて対象組織の構成員、土地改良区等の関係機関の立会を求めることができるものとする。

第３　資源向上活動（施設の長寿命化のための活動）の実施状況の確認

　市町村長は、対象組織の活動計画書に定められている資源向上活動（施設の長寿命化のための活動）の実施状況の確認について、１の書類確認及び２の現地確認により行うものとする。

１　書類確認

（１）市町村長は、毎年度、資源向上活動（施設の長寿命化のための活動）に取り組む全ての対象組織について、実施状況報告書及び添付書類に基づき、対象活動が適正に行われていることを確認する。

（２）書類確認は、実施状況確認チェックシート（別記３－１様式第１号）を活用して実施する。

２　現地確認

（１）現地確認の方法

ア　市町村長は、資源向上活動（施設の長寿命化のための活動）に取り組む全ての対象組織について、当該対象組織の活動期間中に、一回以上現地確認を実施する。

イ　市町村長は、現地確認を円滑に実施するため、資源向上活動（施設の長寿命化のための活動）実施状況確認チェックシート（現地確認用）（別記３－１様式第４号）を作成する。

（２）現地確認の事前準備等

ア　市町村長は、対象組織の対象活動の実施状況を確認するため、確認の時期、確認体制、確認の方法等について、あらかじめ、具体的な計画を策定するものとする。

イ　市町村長は、現地確認を円滑に実施するため、必要に応じて土地改良区等の関係機関への協力を要請するものとする。

（３）現地確認

ア　現地確認は、対象農用地及び対象施設ごとに、（１）のイの資源向上活動（施設の長寿命化のための活動）実施状況確認チェックシート（現地確認用）（別記様式３－１様式４号）を活用しつつ、資源向上活動（施設の長寿命化のための活動）の実施状況を確認する。

イ　現地確認に当たっては、必要に応じて対象組織の構成員及び土地改良区等の関係機関の立会を求めることができるものとする。

第４　農地維持支払交付金を受けずに行う水路・農道等施設の保全管理活動の実施状況確認

　市町村長は、要領第２の４の（２）に掲げる対象組織について、地域共同による農用地、水路、農道等の地域資源の保全管理活動の実施状況について、以下のとおり、現地確認を行うものとする。

１　現地確認の方法

（１）市町村長は、毎年度、農地維持支払交付金の交付を受けずに資源向上活動を行うすべての対象組織について、資源向上支払交付金の対象農用地及び対象施設の保全管理状況について、現地見回り等により確認を行う。

（２）市町村長は、あらかじめ、遊休農地調査の調査結果等を活用し、対象組織の対象農用地における遊休農地発生防止のための保全管理を行う必要のある農用地の有無を確認するものとする。

（３）市町村長は、現地確認を円滑に実施するため、活動計画書に定められた対象農用地及び対象施設の保全管理状況の現地確認に必要な事項について、認定農用地確認野帳（別記３－１様式第２号）を作成する。

２　現地確認の事前準備等

（１）市町村長は、対象農用地及び対象施設の保全管理状況を確認するため、確認の時期、確認体制、確認の方法等について、あらかじめ具体的な計画を策定するものとする。

（２）市町村長は、現地確認を円滑に実施するため、必要に応じて土地改良区等の関係機関への協力を要請するものとする。

（３）市町村長は、現地確認を円滑に実施するため、対象農用地の範囲が確認可能な図面を整備するものとする。

３　現地確認

（１）現地確認は、対象農用地及び対象施設ごとに、１の（３）の認定農用地確認野帳により所要の事項を確認する。

（２）現地確認に当たっては、必要に応じて、対象組織の構成員及び土地改良区等の関係機関の立会いを求めることができるものとする。

第５　確認結果の通知等

市町村長は、第１から第４までの書類確認及び現地確認を終了後、確認後のチェックシートについては、実施状況確認報告書（様式第２－３号）に添付して都道府県知事に提出するとともに、対象組織に必要に応じて送付する。

第６　確認業務の委託

　市町村長は、第１から第４までの確認業務について、次の要件を満たす組織に委託することができる。ただし、この場合においても、市町村長は委託を受けた組織において確認業務が適切に行われていることについて確認するものとする。

１　法人格を有していること。

２　実施確認に必要な技術的な能力を有していること。

３　実施確認を適正に行うための手続、体制等に関する規約その他の規定が定められていること。

４　対象組織の構成員でないこと。